

2005 年証取法関連政省令、 公布

制度調査部
横山 淳

2005 年証取法改正

【要約】

- 2005 年の証券取引法改正の関連政省令が、11 月 30 日に公布された。
- 主な内容としては、上場会社の親会社等による開示の内容、継続開示義務違反に対する課徴金の計算方法、議決権株式に転換可能な無議決権株式に対する T O B 規制などが盛り込まれている。

○ 2005 年 6 月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」の主要部分が 2005 年 12 月 1 日に施行される。これを受けて、その細目を定める政省令が 2005 年 11 月 30 日に公布された。具体的には、次のものである。

「証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」
「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」

○ その主な内容をまとめると次の通りである。

事項	概要	施行時期
上場会社の親会社等に対する情報開示	親会社等状況報告書による開示が義務付けられる「親会社等」の範囲は、上場会社の議決権の過半数を所有（他人名義、間接所有も含む）する会社及び協同組織金融機関とされた。いわゆる投資ファンドについては当面、対象外となった。 親会社等状況報告書の様式（第 5 号の 4 様式など）が定められた。その中で、（株式の）所有者別状況、大株主の状況、役員の状況、計算書類等の開示が求められる。 親会社等状況報告書制度が整備されることを受けて、上場子会社の提出する有価証券報告書等の「親会社等の情報」の記載事項は簡素化される。	2006 年 4 月以降開始する親会社等の事業年度より施行 2008 年 6 月以後提出分から適用。ただし、親会社等が親会社等状況報告書を提出している場合は前倒しで適用。
継続開示義務違反に対する課徴金	継続開示義務違反に対する課徴金は、該当する事業年度中の時価総額の平均値に基づいて算出する。 市場価格等が存在しない場合には、時価総額ではなく純資産額を基準にして算定する。	2005 年 12 月 1 日以後提出分から適用（当初 1 年間は経過措置あり）

英文開示	2005 年 12 月 1 日から英文開示が認められる 有価証券として外国株価指数連動型上場投資 信託を指定する。(他の外国会社についても 今後拡大予定。) 英文開示を行っている有価証券を投資家に販 売する証券会社等に対して説明義務を課す (1 年以内に同一銘柄について説明・文書交 付を行っている場合などを除く)。	2005 年 12 月 1 日施行
TOB 規制の見直し	無議決権株式であっても、議決権付株式に転 換できるものについては、TOB 規制の対象と する。 TOB 手続の可否を判断するための株券等保有 割合の計算に当たっては、無議決権株式を議 決権付株式に転換したものとみなして、買付 者の所有する議決権数に算入する。	2005 年 12 月 1 日以後抗 告を行う T O B について 適用